本号で公布された法令のあらまし

◇畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令（政令第六一号）（農林水産省）

一　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名を「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」とした。

2　畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第七号）の施行期日との先後関係を整理するための所要の規定の整備を行うこととした。

3　関税定率法施行令（昭和二九年政令第一五五号）及び租税特別措置法施行令（昭和三二年政令第四三号）について、所要の規定の整備を行うこととした。

二　関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

関税暫定措置法施行令（昭和三五年政令第六九号）及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成一七年政令第三五号）の改正規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　題名を「畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令」とした。

2　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、平成三〇年三月三一日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方独立行政法人法施行令について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（厚生労働省）

1　健康保険法等の一部を改正する法律附則第三八条第四項に規定する特別の会計に所属する権利及び義務の帰属を定めることとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

政　令

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

第一条を次のように改める。

（畜産物の価格安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条　畜産物の価格安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律施行令

第五条を削る。

第四条第一項中「第七条第二項」を「第六条第一項」に、「第七条第四項」を「第六条第三項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第六条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項第一号及び第二号中「第七条第二項」を「第六条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第三条を削る。

第二条の二の見出し中「指定食肉に係る」を削り、同条を第四条とする。

第二条第一項を削り、同条第二項中「指定食肉に係る」を削り、同項を同条とし、同条を第三条とする。

第一条の見出しを「（法第二条第三項の政令で定めるれん乳）」に改め、同条中「畜産物の価格安定に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項」を「法第二条第三項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第二項の政令で定める乳製品）

第一条　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める乳製品は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳であつて同条第三項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びにクリーム、ナチュラルチーズ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、全脂無糖れん乳（缶に密封され、かつ、滅菌されたものに限る。）、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂乳（子牛の飼養の用に供されるものとして農林水産省令で定める方法により取引されるものに限る。）とする。